

奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和7年11月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第3号

奈良県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の7第1項の規定に基づき、企業長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「企業長等」という。）の企業団に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

（企業長等の損害賠償責任の一部免責）

第2条 企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 企業長 基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額
- (2) 副企業長又は監査委員 基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 基準給与年額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。